

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長洲町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長洲町地域

(1) 現況

本地域は、熊本県の西北端に位置し、北は荒尾市、東に玉名市、南と西は有明海に面し、総土地面積は、1,944haである。気候は冬季の北風を小岱山によってさえぎられ、対馬海流が有明海に流れ込んでいるため、温暖多雨な気候となっており、農作物の生産に適している地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。また、農業の後継者不足や、高齢化による土地の適正管理が困難な状況であり、地域による支援が急務である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長洲町地域 ●多面的機能支払は、農用地区域及びその区域に隣接する農振地域 ●環境保全型直払は、農振地域内に存する農地	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。